

独立行政法人評価委員会
第11回沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会
議 事 録

沖縄振興局新大学院大学企画推進室

独立行政法人評価委員会
第11回沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会議事次第

日時：平成21年2月6日（金）13:58～16:57

場所：合同庁舎4号館12階 共用第1214特別会議室

1. 大学院大学の開学に向けた取組状況について
2. 第2期中期目標（案）について
3. 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会意見について
4. 平成20年度業務実績評価について
 - （1）項目別評価
 - （2）総合評価
5. 第1期中期目標期間の実績評価について
6. その他

○平澤分科会長 それでは、おそろいですので、「第11回沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会」を始めたいと思います。

今日御出席の委員は私を含めて4名、定足数3名ということになっておりますので成立しております。御厨委員は、本日、御都合がつかないということで御欠席です。

審議を始める前に、清水沖縄振興局長からごあいさつを賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

○局長 先生方、今日はお忙しい中、この分科会のためにお集まり下さいましてありがとうございます。また、今年も色々と御指導いただきたいと思っております。

大学院大学の準備状況について一言御紹介申し上げますと、平成24年度の開学に向けていよいよ準備を加速させていく段階になってきたと感じております。昨年12月ですが、21年度予算を取りまとめる中で、予算については大臣折衝、これまでは復活折衝と言っていましたけれども、今年度予算からは事前大臣折衝というものに切り替わりましたが、その中、内閣府沖縄部局では2点あり、その一つがこの大学院の問題でございました。

また、それと併せまして、佐藤担当大臣ほか5人の関係閣僚、文部科学大臣や財務大臣、それから官房長官を初めとした関係閣僚間で申合せをしていただきました。大学院の在り方について、今の沖縄機構のボードで詰めてまいりました青写真に沿って、いよいよ法案を提出するというので、今、私も真ただ中の法律の準備をさせていただいております。順調に手続が進めば、3月の初めにでも、予算非関連法案であります、大学院大学のための法案を国会に提出ささせていただくことになります。

その後、いよいよその法整備と併せまして先行的に行っていただいております研究事業、それからキャンパスの整備、更には教育課程など、いわゆる、先ほども申し上げました加速化の時期に入っていきます。来年度は新たな中期目標期間ということになってきますので、しっかりと目標を立てて、沖縄機構と協力しながら着実に取り組んでまいりたいと思っております。

今日も色々と御意見を賜りまして、引き続き頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○平澤分科会長 どうもありがとうございました。

機構の方からは、バックマン理事初め、東京にお越しいただきましてどうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります前に、資料、議題等の説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしくをお願いします。

○城室長 城でございます。

資料と議事の確認を先にさせていただきます。

まず、議事次第にございますように、本日は、今の大学院大学の開学に向けた取組状況の御説明、関係閣僚申合せ等のお話も含めて御紹介させていただきます。

それから、2番目に中期目標。現中期目標が今年度で終わりますので、来年度からの第

2期の中期目標案について御説明して、御審議をいただきたいと思っております。

それから、その次に、総務省の政策評価・独法評価委員会、うちの親会議の更にも上にある省庁全体の会議であります。そこから例年のおり意見が幾つか出されておりますので御紹介をさせていただきます。

それから、平成20年度の実績評価について、評価表の御審議をいただければということでございます。

それから、第1期中期目標期間が今年度いっぱいですので、この全体を通じた実績評価がございまして、その説明ということでございます。

資料につきましては、次のページに配付資料一覧ということで付けておりますので、過不足等ございましたら、お話しいただければすぐに用意いたしますので、御確認ください。○平澤分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、最初の議題であります。「大学院大学の開学に向けた取組状況について」です。今、局長からもお話がありましたように、関係閣僚間の申合せというのが年末に行われたと伺っておりますけれども、詳しくは事務局から御報告をいただきたいと思っております。○城室長 私から御説明申し上げます。

まず、資料1をごらんください。これは資料1-1と1-2に分かれておりますが、1-2が関係閣僚申合せの本体でございまして、いろいろと細かく各省折衝して調整した結果が書いてありますが、そのポイントを1-1に書きましたので、これで御説明させていただきます。

まず、昨年末、平成20年12月19日に関係5閣僚、内閣官房長官、沖縄担当大臣、科学技術担当大臣、財務大臣、文部科学大臣の5閣僚で申合せをしております。

これは、法案の提出に向け、枠組みを各省で共通認識を持つというものでございまして、まず、目的としては、沖縄で科学技術の国際的な拠点の形成を図るということ、それから、沖縄の自立的発展に資するということのポイントとしてやるんだということの再確認をしております。

それから、「大学院大学の設置主体」。これは、昨年7月に青写真という形で運営委員会の方でまとめていただいたものを踏まえて、関係閣僚でも合意いたしております。世界の英知の結集を図るということ、それから自主性と柔軟性を確保するということで、設置主体は学校法人とするということにしております。単なる私学ということではなく、所要の特例を設けるということにしております。それから、理事会については、ノーベル賞受賞者等の科学者等を中心に構成する。そして、学長の選任等、重要事項の決定をする、そういう最終的な意思決定機関という位置づけであるということを確認しております。

それから、特例として国による財政支援等がございまして、国による財政支援の制度を設ける、内閣府において所要の予算措置を講じるということを行っております。普通の私立大学に対しては、私学助成法の助成があるわけですが、こういった私学助成法並みということではなくて、一定期間、研究教育水準の向上等を図るための支援を行うこととして、

そのあり方は、適切な時期に検証して、見直し等を行うということにしております。税金からの公費が入りますので、業務運営について、透明性を確保して、それから国民に対する説明責任を果たせるような、仕組みを設けるということでございます。

それから、開学に向けた取組ということで、まず、通常国会に法案提出を期するという方針を確認しております。今、内閣府の方でその準備をしております。それから、21年度の予算措置がされておりますので、その関係で、21年度には新キャンパスが一部供用開始ができるようになるわけですが、その一部供用開始を受けまして学生受け入れを拡大していくということ。そして、24年度までの開学を目指すということが確認されております。

関係閣僚申合せについては以上でございます。ここで触れております法案でございますが、現在はほぼ、我々の内部的には法案の骨格は勿論、条文のいろいろな細かい作業も進んでおります。今、局長からもありましたが、3月の頭に閣議決定をして、国会に提出していきたいということで考えています。その骨子につきましては、今ありましたように、学校法人とした上で財政支援、それからノーベル賞受賞者等の科学者等が理事にきちんと入っていただけるような手当てといったものをして、あとアカウンタビリティを確保するといったことが中心の法案でございます。

次に、2次補正の関係で御説明いたします。資料2をご覧ください。前回、1次補正について御説明をしたことがございますが、その後、2次補正も手当てすることができ、先日、成立しております。この資料2にございますように、20年度の2次補正ということで40億円ちょっといただいております。これは、1次補正のときにも40億円ちょっといただいております。それで、第1研究棟は、予算上の措置の手当てはできたところであります。2次補正では第2研究棟を手当てするというので、2次補正と21年度の予算を合わせて、第2研究棟の建築を進めていくことをメインにした予算になっております。

図にありますように、第1研究棟と、それから管理棟、真ん中のところについては、大分、鉄骨も建ち上がって、床になる部分も大分組み上がっております。コンクリートをこれから流していくような、相当進捗しております。

その横にあります第2研究棟部分が、この2次補正で予算措置をされているところです。全てではありませんが、21年度の予算と合わせて、手当てがされているということでございます。

資料1については以上でございます。

○平澤分科会長 どうもありがとうございました。

幸か不幸か補正予算が1次、2次と積み上がってきているので、前倒しで計画が整備されてきているというような御報告があったかと思えます。資料1-1の最初のところに、これは沖縄振興とのセットになっている計画であって、大学院大学をつくれれば済むという話ではないというように理解すべきだろうと思うんですね。それで、「沖縄の自立的発展に資する」となっているわけですが、この中身というのは、沖縄に新たな知的基盤の核をつくって、大学院大学を頂点とした沖縄の知的基盤を整備し、沖縄の知識社会への導入を

円滑に進めていき、沖縄により大きな付加価値を生み出せる、そういう仕組みをつくり出していくというようなところに、多分目的があると理解すべきだろうと私自身は思っております。

今、先ほどの局長のお話にもありましたように、今まではどちらかというと単項的といましようか、リニアにフェーズごとに進んできて、ようやく施設整備の段階に入ったというような受け止め方がよかったわけですが、これからは、いわばコンカレントに大学院開学に向けて、大学院の内実をつくる。陣容、人材等を整えることと同時に、そのソフトに相当するカリキュラムであるとか学生の選択のメカニズムを整備するとか、そういうもろもろの仕事が同時並行的に進んでいかなければいけない。そういう状況に入ったと理解するわけですが、こういうコンカレントに進めるときには、何よりも増して、各々の仕事の流れの間の連携ということが必要になるわけだと思います。ここで、やはりバックマン理事には大いに御活躍いただいて、それらを内部的に統括していただくということをまずはお願いしておきたいと思っております。

委員の皆様方から、何か今の御報告の中で御質問等ありますでしょうか。

○平澤分科会長 それでは、次の議題に移りたいと思っております。「第2期中期目標について」であります。これについても事務局で詰めてくださっていますので、まずは御報告を伺いたいと思っております。

○城室長 中期目標の関係で御説明申し上げます。資料3-1が中期目標の全体を文章にしたもので、資料3-2が、それを、今の中期目標と今度つくろうとしている中期目標との比較表にしたものでございます。わかりやすいので、比較表の新旧対照表の方をごらんいただきたいと思っております。

まず、この中期目標につきましては、確認的に申し上げますが、独法通則法に基づきまして主務大臣が目標を定めるわけですが、その主務大臣が策定する前に評価委員会の意見をいただくことになってございます。中期目標に関する事項は親会議の所掌ということで決められており、25日の会議で御意見をいただくことになるわけですが、この分科会でも前もって御説明させていただくということでございます。

中期目標につきましては、一昨年12月に関係府省の連絡会議を設置いたしまして、文部科学省、内閣府の科学技術担当、財務省、沖縄機構を含めて、月1回のペースで大学の制度も含めてずっと検討を進めてまいりました。特に開学に向けての取組に関する事項についての検討の成果を映しております。それから、独法の整理合理化計画というものが前に出ておりますが、その事項も対応を図るために盛り込んでおります。

資料に沿って前文から、ちょっと大部になりますので、お時間をいただいて御説明させていただきます。

まず、この「前文」でございます。現行目標に比べて長くなってはおりますが、これは、改めてこの大学院大学の理念などを詳しく書いております。

まず、一番最初の段落から3番目までですが、この大学院大学がどういったものである

かということに記載しております。まず、沖縄の地理的優位性・地域特性を生かして、世界に開かれた中核的な教育研究機関となって、沖縄振興、そして世界の科学技術の発展に貢献するのが目的だということ。そして、「この目的を達成するため」という段落ですが、大学院大学は、世界最高水準・柔軟性・国際性・世界的連携・産学連携の5つの基本理念を掲げてやっていくと。そして、分野については、生命科学、物質科学、応用科学を含む学際的で先端的な教育研究を行うことだと書いております。

そして、第1期の成果を踏まえて、真ん中ちょっと下に「第2期においては」と書いていますが、この1期の成果の上に立って、24年度までに大学院大学の実現を期するということ、そして、その考え方のもとに、着実に大学院大学の設置の準備を進めるということを位置づけております。それから、平成21年度の新キャンパスの一部供用開始を受けて学生受け入れを拡大する等、研究教育活動の一層の充実を図るということを記載しております。それから、研究教育活動を支える経営面において、世界の大学等に比肩し得るような質の向上に努めることが必要。こういった考え方のもとでこの中期目標を定めているんだということを書いております。この目標達成を通じて、この期間が終了したときに大学院大学ができるわけですが、世界最高水準の教育研究を行う大学院大学の礎を築くことを期待するということを記載しております。

一番下に「なお」ということで書いてありますが、今期の独法の仕事は、特に、大学院大学の開学に向けた準備でございますので、こういった大学をイメージしてこの目標ができていくかを示す必要があるということで、別紙を添付したいと考えております。これはまだちょっと調整が残っておりますので、本日まだお配りできていませんが、「青写真」とか、関係閣僚申合せを踏まえて、今、作成・調整中でございます。

2ページ、「Ⅰ.中期目標の期間」でございます。これは来年度、平成21年4月から3年間、これは独法通則法で3年から5年間で定めるということになっておりますので、最短の期間になりますが3年間を期間として定めております。ただ、この途中で我々、それから機構が仕事をきちんとやれば、途中で文部科学省の認可を得て学校法人になっていくので、23年の途中で、独法から学校法人に切り替わることが想定されるわけです。そのときには、それに応じたことをしようということ考えておまして、今の段階では、3年間の期間を定めるということにしております。学校法人になると、その時点でこの独法は解散、そして、学校法人に承継されることになっております。

次に、「Ⅱ.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」です。

まず、これを左右で比較していただきますと、科学技術に関する研究開発というところを丁寧に書いております。まず、外部の研究者と有機的な連携をしていくということを書き込んで書いております。2つ目のポツのところ、外部研究者等との有機的な連携によって共同研究をしていくと。そういったことを進める上で必要な施設・設備の供用を促進していくということを書き込んで書いております。

それから、研究者の業績評価に当たっては、普通の研究として評価するだけでなく、世界最高水準の大学院大学を開学するという目的に照らして活動を評価するという言い方をしております。それから、この下に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」というものが昨年10月31日に決定されておりますので、これに沿って適切な評価をするということに記載しております。

それから、研究者の採用についてです。これについては、やはり世界最高水準の大学院大学の構成員となる者としてふさわしい研究者についてきちんと採用していく。年齢構成にも配慮しつつ計画的な採用を行い、そして国際的な認知を得ることにしております。

次のページをご覧くださいまして、その続きで2つ目の・に当たるわけですが、そういった採用をするためにどうするかということに記載しております。国際的な競争の中で、優れた学生、研究者を惹きつけるために、きちんと環境整備をするということ。それから、特に主任研究者は既に半数が外国人になっているわけですが、更に数を拡大していくなかでその水準を維持する。それから、その他の研究者についても、国際的な採用活動を展開するということで、半数以上が外国人となることを目指すということを書いてございます。

それから、その後のポツですが、どのように採用するか。基準などについては、なかなか数量的な線を引いて決めるということになりませんので、どういった研究者をどういう視点で採用していくかということを書いてございます。2つ目のポツの真ん中あたりであります。融合的な研究領域の優れた研究者を確保するため、研究者の独創性・可能性に配慮した採用を行うという視点と、そのための採用プロセスを構築するということを書いております。

それから、「2. 成果の普及及びその活用の促進」については、前回、現行の中期目標と大体同じような形で、きちんと成果を発表していくことによって、学術的な知名度の向上を図る。それから、知的財産についても、必要に応じて権利化を図る、産業界との有機的連携を図るということに記載しております。

4ページの「3. 研究者の養成及び資質の向上、研究者の交流」についてです。これは、右の現行の方では3、4ということで、研究集会といった交流と、養成・資質向上と分けていたのですが、なかなか分け切れないものもございまして、一つのくくりにして、今回、目標として設定しております。

まず、新キャンパスの一部供用開始が平成21年度にあるわけですが、これを受けて、内外の大学との連携、大学院制度の活用による受入れ拡大。これは、内外の大学とやっていくということに記載しております。

あとは、研究室の実働スタッフの主力として研究員を育成するというようなこととか、2つ目のポツにありますように、融合的研究に関する国際シンポジウムの開催、サバティカル・リーブの利用などによる招聘、こういったものをやっていくということに記載しております。

その次に、「4. 大学院大学の設置準備」についてですが、今期はこれが重要な仕事に

なりますので、しっかり書き込みをしております。

まず、平成24年度までの開学を目指すという方針が出されておりますので、これに基づいて、23年3月までに認可申請をしなければいけません。その認可申請を行うために、研究教育上の基本組織とか収容定員、こういったものについて、別紙として添付する開学時の姿を念頭に置いて逐次準備を行っていくという目標を立てております。

それから、大学になっていくわけですから、研究者の適切な処遇を含めて、国際的に競争力のある人事・処遇制度を構築すること。

さらに、テニユア（終身在職権）とか定年の扱い等、こういったものについてどうするかということの検討を進めていただくということに記載しております。

4ポツですが、これは、中身というよりは形の問題ですが、こういった取組を含めまして、我々が現在、準備しております法案では、学校法人をつくるということにしておりますので、法人の設立委員を別途定めることになるわけですが、それが定められたときには、設立委員の事務局として機構が業務を行うという位置づけをはっきりさせております。

「5. 効果的な広報・情報発信等」ということでございます。これは、前の目標では、成果の普及という形での情報発信という位置づけだったのですが、今回、大学院大学をつくる、そしてその世界での認知度を上げていくということが必要です。そういった意味で効果的な広報とか情報発信をしてくださいという目標を立てております。国民の広範な支持・理解が得られるように、プレス発表、広報誌、施設公開等によってわかりやすく説明していくということ。それから、プロ向けであります、内外の大学や研究機関、企業と連携・支援関係をつくっていくために、戦略的に情報発信をするということ掲げております。

「Ⅲ. 業務の効率化に関する事項」ということでございます。これは、整理合理化計画等にもございまして、また、ほかの独法の目標も参考にしながら、大幅に内容を拡充し、目標を具体的に記載しております。

まず「1. 管理運営業務の効率化」ですが、ほかの独法ですと、独法そのものを小さくしましょうという方向があるわけですが、この沖縄機構は、大学院の設置に向けて拡大していかなければならないわけですが、その中でも、組織の肥大化を避けて、機動的な組織運営を行う必要があるということで、全職員に占める管理部門職員の比率については低減を図るということに記載しております。

6ページ、「2. 予算の適正かつ効率的な執行」これは、当然、国から大きな財政支出がされているということもあり、予算の適正・効率的な執行は当然でありまして、コスト意識の徹底を図るということ、予算管理のあり方の改善を更に図っていくということに記載しております。特に、財務内容の一層の透明性を確保するという観点で、決算情報・セグメント情報等の公表の充実を図るという目標を立てております。

それから、入札とか契約の適正化、調達の効率化ということで既にもう取組を始めておりますが、整理合理化計画に基づきまして、契約は原則として一般競争入札を徹底してい

くということでもあります。それから、やむを得ず随契になるものもあるわけですが、これについても、妥当性はきちんと検証するという事で、監査等をやっていくことを記載しております。

それから、これから更に調達事務が増大していきます。そして、一般競争入札を原則にすることによって、調達事務は更に増大するということがありますので、複数年契約とか電子化といったものを活用して効率化を図るということを記載しております。

「4. 給与水準の適正化」でございます。この独法は、かつて、ラスパイレス指数が最も高いということでいろいろ指摘されておりましたが、独法の方でも徹底して努力していただいて、当時から比べれば20ポイント程度、昨年と比べても10ポイント程度落ちているわけです。そしてまた、国家公務員と比べて指数が高いのには理由がございます、その理解を関係方面には得られてきているわけではありますが、ただ、やはりこれについては、社会的に理解が得られる水準であるかという検証は必要だということで、これを書いております。そして、その検証結果や措置については公表すると。これは、整理合理化計画等に基づいてこういったことをやっていくということを記載しております。

それから、「5. 保有資産の有効活用」ということでもありまして、これも全独法共通に言われているわけではありますが、これから整備される管理棟、研究棟といったものも含めまして、利用状況はきちんと点検していくということ。そして、シーサイドハウスは整理合理化計画にも書かれていたのですが、もっと活用する方法があるのだったら活用した方がいいということで、具体的な方針を明らかにした上で有効活用に努めるということ記載しております。

7ページでございます。「6. 効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化」ということで、これは、整理合理化計画にもありましたが、監事監査を充実していくということ。そして、内部統制、ガバナンスの強化を図っていくことを言っております。

そして、毎年度、明確かつ具体的な年度計画を策定する。これは、当然、24年度に向けて最終追い込みになるわけですから、これは必要だということで書いております。特に、内外の大学等の例も踏まえて、組織的かつ定期的な自己点検や評価の仕組みをつくっていくということ記載しております。

「IV. 財務内容の改善に関する事項」でございます。これは、大学となる上で、やはり自己資金の確保ということも必要になりますので、そこを丁寧に書いております。

まず、1つ目のポツのところではありますが、企業等からの受託収入、寄附金、競争的研究資金等で、組織として獲得し得る外部研究資金について、具体的、定量的な目標を設定した上で、獲得に向けた取組を積極的に行う。これは、大型の拠点形成に向けた競争的研究資金をきちんと取りに行く、それができる体制をつくるということでございます。そして、併せて、研究者個人による競争的資金の申請を奨励する。研究者一人一人の獲得を奨励するだけでなく、組織としての拠点となるような大型資金を取ってくるということも位置づけをしております。

そして、こういう取組を推進する体制が必要でありまして、研究者一人一人にお任せではなくて、それを効果的にサポートする、そういったあり方をどうするかということで調査・検討をして、順次実施してくださいという目標にしております。

「V. その他業務運営に関する重要事項」です。

ここは、施設・整備については予算は措置しているわけですが、恩納村キャンパスでの供用開始ということが次の期間中に始まるわけですので、まずそれを目指す。そして、魅力的な教育環境の実現に向けまして、教育環境基盤の整備を効率的にやってくださいということを書いています。

それから、人事に関する事項ということでありまして、これは、今の独法の体制から、大学院大学の体制にしていかなければなりませんので、事務局体制というのをきちんと確保していく。これも残り3年でやる必要がありますので、計画的な採用、配置をしていくことが必要ですと。

特に、この大学院大学は、国際性が非常に求められますので、そういった能力を研修を行うことなどにより高めていく、こういった人材育成も行う。それから、それが最大限にそれぞれが活躍できるように、能力・業績に対する人事評価を適切・公正に実施してくださいということに記載しております。

あとは、そういったノウハウを持っている人とか、その組織的ノウハウを手に入れるということも考えまして、教育研究機関とか行政機関、企業の人材と交流を進めることを記載しております。

特に、事務局体制の整備であります。経営面においても世界最高水準に見合った質を確保する必要があるということで、計画的に事務体制・事務組織の整備をしていく。人の数だけでなく、きちんとした組織の整備をしていくということに記載しております。

9ページであります。これは、「4. 社会的責任を果たすための取組」ということで、当然ではありますが、ほかの独法の例も参考にして、まず、コンプライアンス、法令遵守・倫理の保持ということを入れております。

それから、地域社会との連携。これは、沖縄振興という観点を非常に強く持ってできてくる面もある大学院大学ですので、沖縄県の方で今、周辺整備の計画というものをつくって取組を進めているわけですが、こうした取組にも積極的に協力していくということ。地域に根差した大学院大学を実現するということが記載しております。

それから、環境に配慮した事業の実施。今の世の中ですら当然であります。こうしたことをきちんとやるということ。

それから、労働災害の防止ということでありまして、やはり一人一人の職員が能力を発揮していくためには、安全であることは最低限であります。働きやすいということも重要だということで、安全で働きやすい環境整備ということで、ワーク・ライフ・バランスまで含めて目標設定をいたしております。

中期目標については、まず、以上でございます。

○平澤分科会長 ありがとうございます。かなり詳細なレベルまでおられてつくられているかと思いますが、しばらく時間をとりまして中身について議論したいと思います。委員の先生方から御意見があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

では、私の方から一つ申し上げたいと思うんですが、まず、1ページ目のところからですが、2番目のパラグラフになりましょうか、終わりの方で「沖縄の振興のみならず」と書いてあるんですけども、ここはもう少し濃密に表現すべきではないかなと。沖縄の人たちから見たときに、何かまぐら言葉ぐらいにしかこれは受け取られないだろうと思うんですね。そうではなく、本気で沖縄の振興を図るということの決意というか目標というか、その中身が見えるような、そういうものがやはり必要ではないかというように思います。先ほどちょっと申しましたように、21世紀の沖縄の知的基盤の中核となって、沖縄の知識社会でのありようを向上させるといったような種類の、その振興の具体的なメカニズムを表現して、本当に沖縄にも役に立つんだということを示すべきではないかという気がするわけですけども。

それから、「のみならず」というのは、言葉ではどうでしょうかね。「と同時に」というのと「のみならず」というのでは、「同時に」だともう少し位置づけは上になるのではないのでしょうかね、振興の方が。「のみならず」と言うと、それだけではなくて、こっちの方が重要なんだよという大学院大学の方の中身の話に重点が置かれるような感じになるんですけども、これは、むしろ言葉遣いとしてはイーブンといいましょうか、そのぐらいの方が、沖縄振興という面をより具体的に示すという意味ではいいのではないかと思います。このあたりはいろいろ御議論されたのかとは思いますが、まずそこが第1点ですね。

それから、その次のパラグラフの冒頭のところにあるわけですが、5つの基本理念の中でも、とりわけ「世界最高水準」というのがすべてに優先する基本的なキーワードになるべきだろうと思っているわけですが、後々そういうことが随所に出てきて、世界最高水準のものにするということを目標に据えながら、それぞれの取組にブレークダウンしていく、そういう構造になっているかと思います。

その中で一つ気になるのは、例えば4ページの3. ですが、「研究者の養成及び資質の向上・研究者の交流」というところがあって、主に想定しているのはスタッフとしての研究者だと思ってしまうわけですが、前もって内外の大学と連携して大学院生を受け入れてくると。ここところが、私は非常に重要なステージのように思うんですね。つまり、始める前に、受け入れる大学院生が、「あそこに行くといいね」ということを実感し、そして、それをまた多くの友達に発信してくれるということが非常に重要なプロセスではないかと思うんですね。

具体的に言うと、これは勿論研究の中身、内容というのは言うまでもないことなわけですが、沖縄での生活の支援と申しましょうか、そういう側面で、「非常にあそこは快適だ」というような評判ができるということが、本格的に大学院生を受け入れるときに非常

に重要ではないかなと。

先ほどの世界のトップレベルということを考えてみると、これは、トップレベルの大学の大学院生というのは、ヨーロッパでは勿論、もともと授業料に相当する学費は払わなくていいというのが基本的な構造だし、アメリカの場合も、そういうトップレベルのところは何らかの形の奨学金が用意されていて、そこで生活の面で心配なく学業に専念できる、研究に専念できる、こういうのが普通の姿なわけで、それに対抗していけるだけの仕組みを当初から持っていないと、これはやはり大きなハンディを持つことになってしまうわけですね。ですから、大学院生の生活支援あるいは奨学金に相当するようなものを当初、試しに受け入れる段階から充実させておくと。勿論それは、全面的に始まるときには、より大きな資金でサポートできるような体制を前もって用意しておくことが重要ではないかと思うわけです。

ちょっと長くなって恐縮ですけども、私が別の大学院で経験していることで言えば、今から言うと2年前になりましたでしょうか、大学院生に対して生活支援のための奨学金を出すとか、あるいは学費免除をするとかという、特に優秀な学生に対して、在学中、全部そういうふうにするといったような制度を、これは具体的にはJAIST、北陸先端科学技術大学院大学ですが、東京で、文部科学省で発表したんですね。そうしたらすぐ、東大も東工大もそれに類する計画を発表され、そして、東京農工大は、優秀な学生だけではなくて、全員に何らかのそういう措置をするということを発表されたというようなことが後で新聞に出てきて、それから、その後、京都大学でも同じようなことをやっている。

今は、優秀な学生を国内でも奪い合うという状況になっているわけなので、世界的なトップレベルにするというのは、世界から優秀な学生を集めなければいけないんだけど、日本からすら集められないようなハンディがあるようじゃ、これは先行き、見通しが暗いわけで、このあたりがうまく滑り出すかどうかという非常に大きな試金石になるかと思うので、今までの観点から言うと多少抜けているかと思うので、どこかで整理されるのがいいのではないかと思うんです。目標として掲げておく方がいいのではないかと思います。

あと、不足については、これは、研究者がそういう資金を持ってきて手当てをすということになるわけですけども、大学院生の場合にも、今、いろいろな仕組みを日本の各大学では考えているわけですね。交付金の中から一般的な資金をそれ用に分け取っておいて、それでチャージするということ、あるいは、それだけでは間に合わないから、民間企業との共同研究等を行うときに、民間企業から院生の奨学金というようなものを上乘せした形で研究費を取ってくるとか、そういういろいろな仕組みを今試みているわけなので、このあたりは是非、負けないでやっていただきたいと思います。

取りあえず、私からはその程度にしておきたいと思うのですが、委員の先生からまたお話があったらどうぞ。

○伊集院委員 中期目標案を読ませていただきまして、全体的に詳細に各章ポイントを押さえて、納得しながら読ませていただいたんですが、1カ所、私ちょっとわかりにくいな

という文章、言葉じりをとらえるような点で恐縮なんですけど、「研究者の採用」という項目、2ページのところです、これは全体的に5行1文で書いていらっしゃるせいもあるかもしれませんが、基本的に隣の現行中期目標の内容と同じことをこの5行で書き表そうとしていらっしゃるんだろうと思うのですが、現行の方が実はわかりやすい、文脈の流れの中ではわかりやすいということなんです。3行目の「次期中期目標の優れた研究者について」というようなこと以下に述べていらっしゃるんですが、何かうまくつながっていないかなという感じがいたしまして、読んだ印象としてはわかりにくかったですね。隣の文章の方が非常に具体的で、整理されてわかりやすいかなと思いました。ここはちょっと、もう少し整理が必要かなと思いましたので、よろしくどうぞ。

○平澤分科会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○遠藤分科会長代理 今回の御指摘のようなことが若干あっても、書いてあること自体は大変いいと思うんです。しかし、これは一体どうやって具体化するんだということになると、平澤先生の御指摘に幾つかあったようなところも含めて、やはり、一つひとつがいい目標であるだけに、これを実現するのは大変難しいところがあるのではないかと思います。何かの形でこれの補いをしないと書いただけになってしまう部分が出てくるのではないかなという。ですから、先ほどの大学院生も、「いい学生を惹きつける」と書いてあるんだけど、どういことをやると惹きつけられるのかというようなことが、何かもうちょっとどこかで補足が欲しいなと。こんなふうな具体的なことをやると、多分、単に募集をするのと違って、「ああ、なるほど。それなら行ってみようか」と思うとか、何かそういうことが必要なのではないかなという気がしました。

それはどんなところかというのをちょっと1つか2つだけ言いますと、3ページの2行目のところに「多様な人材の活躍を促す環境の整備」と書いてあるんですけども、これはどういうことをやるとそうなるのかと。それから、今度はそのポツの2番目のところにある「研究者の独創性・可能性に配慮した採用を行うための採用プロセスの構築を図る」、これは、どういうことをやることがこういうことにつながるのかということが、我々もいろいろ、勿論こんなレベルの高い人を雇うわけではないんですが、社員を雇うときに、いろいろなテストをするんですが、玉石混淆ということで玉の方が少ないと。会社の場合は、いろいろなハイパーキーができるためにはそれでいいんですけども、ここでは、そういうのではなくて、同じようなレベルで高い水準に学生がそろわないといけないんだろうと思うんですよね。学生だけでなく、研究者も含めて。だから、そういう意味で、一体どんなことをやるのがそういうことにつながるのかというのがややわからない。私が素人であるせいもあるので、その辺がちょっとわからないなと。

それから、これは別件なんですけれども、5ページ、前から何回も出てくる業務の効率化とか運営とかということなんですけど、政府のいろいろなものを見ると、「必ず外部への委託」というのが出てくるんですね。外部への委託というのは、経費の効率化のための非常に大きな武器であると無条件に認識されているような感じなんです。でも、それっ

て、私は大変危険な誤解で、いい場合もあるし、そのときはよくても、その後、何の改良も加えられない可能性もある。ですので、是非、そういう意味で言うと、どこかの大学がやっけてうまくいったなんていう話を聞いて、そのまま鵜のみにしてやられないように。やはりこの世界最高ということのを頭に置かれた上での独自の工夫もされてやるのがいいのではないかと。

多分、評価側の頭が非常に固かったり、盲目的に、外部委託をしているとすごくやっているんだと思う人が多いから、非常に困難は伴うと思うのですが、業務を外部委託したからうまくいったという例は、実業界でも余りないんですよ。丸投げという言葉がよくあるので、そうならないようにひとつしていただくのがいいのではないかと思います。

要するに、レベルの違ういろいろな学生がいるところと違って、非常に高い質の学生、研究者、職員が集まれば集まるほど、そういったことについての考えというのは、一般的なやり方は当てはまらないということも頭に置かれた上で検討いただきたい。これは一つの選択肢としてあって当然いいんですけれども、余りこだわられない方がいいのではないかと、これは老婆心ながら、一応そんな点です。

○平澤分科会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今の遠藤委員のお話とも多少関連するのですが、もう一つ、やはり基本的な問題で、世界の最高水準の大学院ということのを想定してみると、基本的な問題で欠けていることがあるだろうと。それは、閣僚申合わせの中に、要するに私学という位置づけであるけれども、国が財政支援を行う、こういう形になっているわけですね。国が財政支援を行うということの中身如何ということにはなってくると思うのですが、これが、潤沢な資金が提供されるならば世界に伍していけるだろうという気もするわけですが、もし、通常の日本の国立大学にちょっと上乘せするぐらいの感じならば、これはやはり非常に苦しい戦いを資金的にこなすにはいけないことになるだろうと思うんですね。

今、大学法人の国立大学の場合、非常に大きな問題、例えば東大で考えているのは、やはり独自の資金を持たないとどう考えたってやっていけないというのがあって、130年の歴史なので130億円集めるといようなことをやってみたら、幸いちょっと景気のいいときだったのでぽんと出してくれる人がいて180何億円集まったという状況なんだけれども180何億円の資金というのは、ハーバードに比べると数%ぐらいの割合でしかないわけですね。例えばハーバードだと、資金運用、今は運用が余りうまくいかないかもしれないけれども、資金運用の中で得られる利益と言いましょか、それで十分大学側もやっていけるという程度の資金を持っているわけですので、非常に新しい斬新なことを、そういう資金力に物を言わせて実現していくという力があるわけですね。

一方でこういう大学があるわけですので、それに伍していくためには、私は、先ほどの遠藤委員の話と併せて、もう一つ独自の財源を持つということを目標とすべきではないかなと。つまり、開学前からいとなかなか難しいかもしれないけれども、何らかの方式

で、自由に大学の意思で資金を運用できるような、そういうかなり大きな資金をつくるということが重要ではないかと思っています。これは、今提案されている中身といいましょうか枠組みのところまで来ただけでも大変だったわけなので、更にそれにつけ加えて何をぜいたくなことを言っているんだというようなおしかりを受けるかもしれないけれども、やはり世界トップレベルでやっていこうというならば、それだけの仕掛けを持たないととても戦えないだろうと思うんですね。これを何らかの形で議論の遡上に乗せられないかなというように思っています。

今、結論は当然出せないでしょうが、運営委員会を含めて、是非この点を真剣にお考えいただきたいと思います。

何か、事務局からありませんか。

○城室長 ありがとうございます。学園になる前に、今、独立行政法人として基金の造成を始めるのは多分難しいと思うのですが、今の御指摘も検討して、この期間中に何らか準備を始めないといけないだろうと。財務的な体制整備というのは、この中である程度必要だという認識ではいるわけですが、そこはどういうふうに今期考えればいいのかというのをちょっと相談させていただきたいと思います。

それから、遠藤委員からありましたお話も、目標をぼんと国が示して、それに対して具体的にどうするかというのは、ルール上は、独法が自主的・自立的に考えて計画をつくるという仕組みではあるんですが、そうはいつでも今の事務体制もまだ途上のものでもありますので、我々も知恵を出して、中期計画で具体化されなくても、年度の計画もありますから、極力具体化できるように考えてみたいと思います。

○平澤分科会長 準備ということならば、例えばこういうのはできないでしょうか。バックマン理事は研究面でのマネジメント、あるいは研究教育面での体制を整える理事として働いていただくとして、今、私が申しましたような財務体制の構築とか整備とか、それを目的とした、主務とした理事を新たに設ける、そういうポストを設ける、これはできないでしょうか。理事を設けるのはだめですか。

○城室長 理事はだめなんです。

○田中専門官 理事の数は、現行の機構法で1名となっておりますので、法律上の縛りがあるわけですが、ただ、そういう役割というか機能というのは、何らか考えていく必要があるということはあると思います。

○平澤分科会長 それならば、理事長のもとで今のような財務体制を構築する特命を帯びている責任者という方で、これは、日本だけではなく、世界的に実業界のネットワークを持っている、そういう大物を是非お呼びして力を奮っていただくというぐらいのことから始めていけば、もう少し現実に近づいていくのではないかと思います。

○遠藤分科会長代理 今の御質問のもとになることだと思うんですが、ちょっと私、教えていただければと思うんですが、開学した後、年間どのぐらいの費用が実際は必要なのかと。それに対して一体今、間違いなくこれだけはそこに充当できると思われる費用、

金額というのは幾らぐらいあると。ギャップが生じるのか生じないのか、それがベースだと思うんですね。

○城室長 予算が単年度主義というか、国の予算が単年度、単年度なもので、なかなか今申し上げにくいところがあるんですが、今、我々の頭の中にあることを申し上げます。主任研究者（P I）ごとに平均でどれぐらい要るかということを考えると、今19P Iユニット、大体20ユニットぐらいで研究費と事務局経費とかも含めて40億程度が運営費交付金として交付されています。事務局体制が効率化すれば、事業を拡大しても、事務局と一緒に拡大するかどうかというのはありますが、開学時に想定しているP I数は50ユニットの規模ですので、掛け算すると、要するに1ユニット当たり2億円ぐらいの平均の費用が研究費プラス事務経費等々で必要だろうと見込んでおります。ただ、正確なものではありません。

そういう中で考えたときに、今は私学助成の交付金とかは大体1割程度になりますが、我々が今考えておりますのは、当初は相当大きな支援になると思います。自主財源が十分でないということを前提に面倒を見ていかなければいけないだろうということで、幾らか比率というのはまだだれも保証できないのですが、財務省と文部科学省といろいろ話をしている中ではそんなイメージです。

ちょっともごもご申し訳ないですが、そんなイメージなんです。

○遠藤分科会長代理 それで、開学後の姿を描いて、一体、先ほどの自主財源みたいなものをどのぐらい必要とするのかと。今のP Iの方たちは、多分、まだやりたいことをやれないとかという部分もあるのではないかと思われるし、それから、この間伺って、非常に、ああ、やっぱりこうなんだなと思ったのは、コンピュータを物すごく使うわけですね。ですから、これからますますコンピュータが進んだときに、一体そういうコンピュータをどうやって上手に使うとか、要するにリニューアルをしていくとか、そういうことって非常に重要なこと。それから、セキュリティのことも考えると、超長期的なビジョンというか、そのものを見て、そして、それに対して、今考えられているぐらいの補助でカバーできるのか、できないのかということもひとつ試算をする必要がある。私は多分足りないだろうと思うんです。先ほどの平澤先生の御指摘のようなことを頭に置きながら活動する、あるいは活動する人を何とかリクルートするということは非常に現実味を帯びるので、「何となく必要じゃないの？」という感じではなくて、何かそういうものをきちんつくられた上の方がいいと思うんですね。

○平澤分科会長 これは、よく考えてみるともろ刃の剣のようなところがあって、自主財源をつくるよというのと、財務省は、「じゃ、任せるね」というような話になりかねない面もあるわけなので、やはり内部的な切り分けをはっきりする必要があるだろうと思うんですね。

それで、私が非常に懸念しているのは、研究費を取ってくるのは研究者の腕ですね。優秀な研究者は必ず取ってこれますよ。だけど、日本のシステムだと、自分のサラリーを取

ってくるということはほとんどできないわけですね。ですから、研究者の人件費、自分自身の研究者の人件費というのが日本国内のレベルぐらいに抑えられてしまうと、優秀な研究者にとってはインセンティブが非常に小さくなってしまいうんですね。

それで、並みの研究者から上、どれだけ積み増せば本当のトップレベルの人が採れるかというのは、これはほとんど青天井なわけですね。ですから、その資金を用意するといったようなこと。それから、先ほどの大学院生についても同じですね。それから、若手研究者についても似たような側面があるだろうと思うんです。要するに、日本の研究費の配分システムの中では、研究テーマをファンディング機関にアプライする、そのプロジェクトの中で自らの人件費を賄うということは基本的にはできないんですよ。これはアメリカとは全然違うところですね。最近のヨーロッパとも違う。

唯一といいましょうか、若手研究者にとって、そういう研究費と自分の人件費とが同時に取れるというシステムが、若手研究者にとっては用意されているんです。だけど、35ぐらいから後になると、それをつないでいくシステムがないんですよ。そこで、ある意味ではテニユアになってくださいねということなんだけれども、いろいろな状況、環境条件から不幸にしてテニユアになれなかったようなときには路頭に迷うことになるわけですね。こういうリスクがあること自体が、若手研究者をもう惹きつけない遠因になっているわけですね。その部分は第4期の基本計画では是非直すべきということを行っているんだけれども、いずれにしろ、基本的な構造というのはなかなかできないだろう。ここの部分は、やはり世界レベルに合わせた仕組みを補てんできる資金は用意する必要があるかという、ここが一番懸念している点ですね。

○局長 学際的・融合的な分野ですけれども、世界のトップレベル、世界最高水準を目指していくというのが基本ですので、その要素というのは、これは、釈迦に説法にはなりませんが、資金的な面と、それからいろいろな意味での施設、あるいは研究者の人材の集積という意味でのいろいろな要素があるかと思っております。いろいろな面でこれから努力しなければいけないと思っております。バックマン理事も、そういう面からいろいろ現場で努力をしていただいているんだと思います。

財務的なことについては、今日は、ある意味、私どもの努力をもっと頑張れという御指摘をいただいて大変ありがたいと思っております。これから法案を準備して、これは政府として法案を提出するということは、国会関係にも説明を始めていますので、そういう方針で今進めています。これから法案の御審議を国会で仰ぐ行政当局としての立場で申し上げますと、独法の効率的運営という要請が非常に多いので、しっかり対応していく必要がある。

今回、閣僚申合せまで1年ぐらいかけていろいろな議論を各省とも進めさせていただいて、制度的な当面の枠組みとしては、かなり理解を得られているのかなと。これは、法案化するために今やっていますけれども、閣僚申し合わせの中では、学校法人であるけれども、沖縄振興、沖縄だけの利益ではなくて、更には、我が国全体の一部である沖縄として

の、それはアジアの中核の地理的要因もあるので、沖縄に役立つ。やはりそういう表現が必要だろうと考えています。

そういう中で、今回の財政支援の仕組みについては、いわゆる私立学校の私学助成法並みの助成を超えて、世界最高水準を目指す以上、教育研究水準の向上のために、より沖縄振興の中で手厚くできるということで、そういう意味で、より手厚い支援を可能にするような法制の枠組みを今、各省間では合意をいただいて、これからお願いするところがございます。ですから、そういう意味ではいろいろ今御指摘をいただいたようなところは、沖縄機構において、これからより詳細な設計図をつくっていく中で頭に入れながらやらなければいけないと考えています。

ただ、おっしゃるように、基本的には予算制度ですから、フローだけなんですけれども、それをいかに将来の沖縄大学院大学がやっていくか。おっしゃるような基金みたいなことも大事です。ハーバードなんかは2兆円規模のものがあると伺っていますけれども、それは一朝一夕にはないですが、いろいろな意味で、企業との連携とか、それから広い意味での一般の寄附というものも考えなければいけないと思います。今も独法ですから寄附についての税制上の優遇措置はあるわけなんですけれども、学校法人になれば、もっとそういうことも考えなければいけないだろうと思います。そういう中で、経費の中ですぐれた学生を集めるための奨学金とか給付金的なことも、知恵を出していかなければいけないという問題意識は持っております。

それから、やはり当面のいろいろな一般的な寄附というのは、日本の寄附環境というのがひとところより税制上の枠も広がってきたと認識しますけれども、一方で、いろいろな社会的・経済的なこともあって難しい部分もあります。しかし、各大学もやっておられますので、それから諸外国でもそういうものがありますから、そういったことに通じている人材も確保しながらいろいろやっていかなければいけないだろうと思います。

それから、ここは今、平澤先生のお話があって、よく頭に入れながらやっていかなければいけないのは、競争的資金の獲得の部分ですね。そこは、国全体としても、国立大学も含めてそういったことにシフトするような流れがある中で、組織的な競争的資金とかいろいろな形で獲得していく必要がある。それを取るためのバックアップ体制が大事だというような御指摘もあるので、そこは考えていかなければいけないなど。

自主的な財政基盤の確立、経営基盤の確立というのは、学校法人として一般的な原理として要請されています。これだけ手厚い財政支援をお認めいただいているだけに、そういったところは、逆に相当努力していかなければいけないという問題意識を持っているところではあります。

○平澤分科会長　こういう枠組みまで来たということだけでも大変な前進だということはいくぶん理解しているわけなんですけれども、逆に、私学の枠組みで世界のトップレベルのものがつくれるかといったら、日本の場合、これはほとんど不可能な話なわけなんです。それに対して、今のような国の支援、しかも、それも特別な形での支援ということなので、そこ

には大いに期待したところですが。一方で、先ほど申しましたような側面もあるわけなので、十分なことがあるということは期待するのですが、一方で、もう一つの安全弁をつくっていく、そういう準備をしたらどうだろうという、これぐらいにでも受け取っていただければと思います。

もう一点、最後のページで、やはり地域社会との連携の話が出てまいりますけれども、今まで考えてきたことは、大学院大学での活動が、研究教育を通してといたしまして、知的な活動が、直接地域の中に浸透していくということを考えていたわけですが、雇用とかというような別の側面で、この大学院大学が沖縄の人材を活用するということに特に意を用いるというようなことを一つ目標に入れて、それで沖縄の人材、これは高度な人材は沖縄にもいらっしゃるに違いないわけですし、そういう方を厚遇して、是非力を振るっていただき、そして沖縄にネットワークを広げていく。こういうことを通して地域の理解を得ていくといったような目標ももう一つあっていいのかなと思いました。

そのほかに何かお気づきの点がありますでしょうか。長岡委員、何かよろしいでしょうか。

繰り返しになりますけれども、組織的に獲得する資金、多くのCOEで取るお金というのは、バックマン先生はもう御存じだと思いますが、手伝いの人の人件費は出せるんですけども、在籍している研究者の人件費に振り向けるということにはできないんですね。ですから、そういう意味で、日本の場合に人件費の制約というのが非常に大きいので、このあたりが今度の大学院大学の位置づけ、私学の枠組みということですが、もう少し縛られない形で自分の人件費が取れるようなメカニズムが許されるなら、もう少し楽になるとは思います。それを当初、採用するとき、ある程度支援できるといったような仕掛けがあれば、ハイレベルの人材を獲得する可能性も出てくるとは思います。

細かい仕組みの話になって恐縮ですけれども、残念ながら、日本の場合にまだ、そういう意味でいい環境にはなっていない部分があるので、バックマン理事も非常に苦悩しておられるだろうと思います。それを何とかこういう特別な部分から実現し、それを更に日本の中に一般化していくといったような、そういういわば国際的なトップレベルのモデルケースというのをここで実現して、それでそれを日本のほかの大学院に広げていく。

先ほど申しましたがJAISTを15年ぐらい前につくったときは、大学院の経営というのはがちがちの状態だったわけですが、それで、新しい大学院経営のあり方ということのを模索するというので、例えば学長に集中的な権限を与えてみるとか、教授まで含めて任期付の採用にするとか、そういう幾つかの試みをやり、それを経過を見ながら徐々に修正し、そして大学の法人化のときに、その種の経験を生かしながら新しいシステムを考えてきたわけです。

それと同じように、今回の沖縄の大学院大学の意義というのは、日本にとって初めての世界トップレベルの大学院をつくり、それにふさわしい運営形態を整えてみる。その試みだと位置づけると、ほかに対してももう少し説得できるのではないかと思います。

それでは、この点に関しては、中期目標を多少修文していただくようなことがあるかとも思いますけれども、これは取扱いとしてはどうなんでしょうか。親委員会に出すわけですね。

○城室長 はい、25日に出すことになります。

○平澤分科会長 25日ですね。それで、それまでの間に必要な調整等を含めて、また委員にも開示していただくということにしたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

(一同うなずく)

○平澤分科会長 では、よろしくお願いたします。どうぞ。

○城室長 今の関連で申し上げますと、この中期目標でございますが、文部科学省も評価委員会も関連はするわけございまして、それが13日にあります。設置準備の部分がありますので、ここでもかけることにはなっております。それから、25日の親会議もありますし、総務省の政独委も、最終的には2月の終わりごろでございます。こういうところもあり、また政府内調整というものもありますので、多少色々修正の必要があるかと思っておりますが、今のお話を踏まえたものをまずきちんとやって、御相談して、更に、他との関係でありましたら、適宜、御相談させていただいてというようなことで考えております。よろしくお願いたします。

○平澤分科会長 そういう色々な調整が必要だということですので、これはお任せいたします。しかし、是非いいものにするために頑張ってくださいと思います。

それでは、ここで1時間半近くたちましたので、10分ほど休憩にしたいと思います。

(休憩)

○平澤分科会長 それでは、約束した時間が参りましたので、後半を始めたいと思います。

次は、3番目の議題であります、「総務省政策評価・独立行政法人評価委員会意見について」、事務局から、まず御報告をお願いいたします。

○田中専門官 私から御説明申し上げます。

資料4-1、4-2をごらんください。これは、毎年でございますけれども、各府省の独立行政法人評価委員会の評価の仕方につきまして、総務省に置かれております政策評価独立行政法人評価委員会が確認いたしまして、必要な意見を述べるという仕組みになっております。去年の11月でございますけれども、内閣府の評価委員会に対する意見が出されております。共通事項も含めましていろいろと盛り込まれてございますが、今日は、沖縄機構の分科会に特に伝えられている点を中心に御説明したいと思います。

資料4-1で3枚おめくりいただきまして、右下の方に沖縄科学技術研究基盤整備機構とある欄がございますが、そこについてまず御説明いたします。

ここにつきましては、平成18年度、19年度と政独委の方から評価の前提となる業務の内容、進捗状況について、具体的に法人から報告させるような御指摘があったところでございます。19年度の評価結果につきまして、特に施設整備の部分ですけれども、

年度計画どおりに進捗しているということで評価したということだったわけですが、一方で、政独委の方では決算報告書にも注目いたしまして、施設整備の補助金が次年度に繰り越されている部分がかかなりあったと。そこで、その施設整備が順調に進んでいるということとの関連について、もう少し説明をしてはどうかということでございました。

これにつきまして、年度内に契約し、着工するという進んでおったわけですが、年度末にかけての作業ということで、実際の業者からの請求や支払いは翌年度になったというような事情があったわけですが、したがって、施設整備の進捗自体は問題がなかったということで、この委員会でもA評価ということだったわけですが、それとこの決算報告書の関係について、今後もう少し丁寧に説明をすべきではないか、こういった御意見だったように理解しております。

下のところ、最後のところですが、「今後の評価に当たっては、各年度の業務が着実に進捗し、十分な成果を上げているかという観点で、評定理由をよりわかりやすく説明すべきである」という意見をいただいております。

政独委の事務局とのやりとりの中では、この委員会でも、機構から相当の資料、補足資料も含めてですが、それも先生方に丁寧に読み込んでいただいております。そういったことも政独委の事務局には十分伝えまして、政独委の事務局としても厳格な評価であったことは理解していると。ただ、普通の独立行政法人とは違って、毎年異なる業務を開学に向けてしていくということもございまして、更にわかりやすい評価を期待しているというようなことを意見として聞いております。事務局としても、そういったところも踏まえて、引き続き厳格な評価ということで対応してまいりたいと考えております。

それと、その後のページについて、別紙ということで人件費、給与水準に関する部分がついております。ここについては、それぞれの法人、いろいろ指摘がされているわけですが、沖縄機構の場合は、ラスパイレス指数の理由ですとか、そういったところも資料として評価表にも添付していただきましたので、個別の指摘というのはございませんでした。

続きまして、資料4-2でございます。これは、今年度、特に契約の適正化というところが関心が強い、世間一般からも関心が高くなっているということで、政独委の方でも、細かい点も含めまして確認をしたということでございます。

資料4-2の2枚おめくりいただきましたところですが、沖縄科学技術研究基盤整備機構という欄が下の方にございます。これにつきましては、会計規程ですとか関連する規則を政独委の方では細かい点も含めまして確認をしたと。国と同じ基準にするようにという要請があるわけですが、それが同じとなっているかどうかということで確認をしたということでございます。

随意契約にできる限度額というのは、昨年の4月以降、国と同じ基準にしておりまして、この委員会でもそういうような御報告をさせていただいたところですが、更に進んで、規則の中で、例えば現行ですと「その他理事が随意契約とする特別な事由があると認

めるとき」というような包括的な項目が設けられているということで、こういったところは国ではもう少し具体化しているというような話でございます。また、「公益法人であるということのみを理由として随意契約を行うことができる」というような仕組みになっている。そういったところも対応していくべきであると。

また、競争入札をする場合でも、予定価格というものを作成するわけですが、それを省略することができる金額の基準が国より高いというような状況もあるということでございまして、現在、沖縄機構で規定の変更なんかも含めて対応を検討しているというように報告を受けておりますけれども、今後は、こういった対応状況も含めて評価をしていく必要があるということで政独委の方から指摘を受けております。事務局としてもしっかり対応してまいりたいと思っております。対応状況につきましては、今年の夏の評価のときに御報告させていただきたいと思っております。

政独委からの意見につきましては、以上でございます。

○平澤分科会長 どうもありがとうございました。

資料4-1の文言というのは、何となく奥歯に物が挟まったような言いぶりなんです、要するに、使い残しがあるのに仕事が順調に進んでいるというのは何事だという話ですね。それに対して、確かに支払いは滞るといふか遅れてはいても、工事自身は進んでいた、そういう状況だと我々は理解していたつもりなんです。ですから、工事の進んでいくのに合わせて、途中で幾らでもお金をそれぞれ払っていくというようなシステムならばいいのかもしれない。あるいは、彼ら政独委の立場から言えば、年度末までには工事もきちんと予定どおり終わっていて、そこで資金を完済するといひましようか、払う、こういうことを求めるというような話なのかもしれませんね。

○城室長 評価の方では、年度内に着工するという項目に対して、年度内に着工したので、これは間違いなく予定どおり進捗しているということです。支払いについては、年度内にそのジョイントベンチャーの方がきちんと請求をしてくれていれば、別に年度内に払ってもよかったのですが、年度末ぎりぎりだったものですから、5月に請求が来たので5月に払ったということです。年度で切らなければ普通の取引がずっと続いている話なんです、それを年度で切って見たときに、繰り越しをしているのが不自然だと。最後はそれについての釈明をしていないでしょうというその一点になりました。

○遠藤分科会長代理 説明していればよかったと。

○城室長 はい。決算の資料にそれを書いておけば、それでよかったんだと思います。

○平澤分科会長 なるほど、わかりました。私も多少思い出してきました。

○遠藤分科会長代理 そういう意味で言うと、この発注時点の時期と、完工なり、どこかで幾つかに分けて払う、支払い時点を計画上、両方明示しておけば、もうそれで済むわけですね。だから、改めて説明するというのではなくて、計画を作る時点で、発注と、それから支払いはどういうふうにするんだ、いつの時点だと。それに対応した実績を記載していくということにすればいいのではないですか。

我々の会社なんかは大体そうなっています。そうしないと資金繰りができないんですよ。そうでしょう。小さいものなら別だけれども、大きいものを発注はしたけれども、いつ支払うかわからない、これは困ってしまうわけですよ。ですから、そういう意味で言うと、そうやっておれば問題はないと思うんです。

○平澤分科会長　それで、4-1の沖縄機構の最後の箇所に、「判定理由をよりわかりやすく説明すべき」とあるのは、今のようなことをきちんと釈明しておく必要があるということだと思えばいいですね。

その前の、「十分な成果を上げているかという観点からのより厳格な評価を行うとともに」、これは行っているつもりかもしれませんが。

○城室長　はい、「厳格」の前に「より」がついているところで、今やっていることについては十分評価しているけれども、政独委としては相当高いレベルを求めていることは承知の上でコメントするというのを聞いています。

○平澤分科会長　わかりました。確かに「より」というのはついていますね。

では、これは一応、承ったということにしておけばよろしいのでしょうか。何かほかに御意見ありますでしょうか。どうぞ。

○遠藤分科会長代理　計画を作るときに、発注と支払いとをきちんと明示することが非常に重要なのではないですか。

○城室長　はい。

○遠藤分科会長代理　今、そうなっているの。

○城室長　基本的には渡してから始まる話ですので。そこは明示することもできるのですが、年度をまたぐことを前提にやるというのはもともと書けないので、多分そこでごごが来てしまうんだと思うんです。なので、そうなったときには、それはそう説明すると。

○遠藤分科会長代理　だって、工事はそんな年度内でぴったり終わるなんてことはあり得ないんですよ。

○城室長　政独委の事務局には相当申し上げました。

○遠藤分科会長代理　そういうところはきちんと直さないといかんですね。

○城室長　わかりました。その辺はまた言うていくようにします。

○遠藤分科会長代理　それから、もう一つ、この4-2の方の競争入札のところですが、1者応札、2者以上応札、1者応札率が云々と書いてありますよね。これって、この間もちょっと疑問になったようなところがあって余りはっきりしていないんですが、例えば工事の長いものを分割していたとするじゃないですか。そうすると、あるところに、最初は何者かで競争入札をした後、その延長のときには、延長というか、当たり前のこととして積み重なっていくときには大体1者になりますよね。だから、そういうときのものと、スクラッチで見積もりをしているようなときのものを同じ形でカウントされているのですか。もしそんなことがあったとしたらおかしいのではないかと。やや意味合いが違うのではないかと。思うんですけれども、その辺どうなんですか、この内訳は。

○平澤分科会長 要するに、継続か新規かということですね。

○城室長 1枚めくっていただいたところに、「資料」というのが後ろについておりまして、「独立行政法人の一般競争入札における1者応札の状況」というものがあります。その①、②、③のちょっと上に、「業務又は契約の性質上不可避免的に1者応札になったもの」とか、きちんとやったけれども、偶然1者応札になったものも中にあるだろうというのは、これはこの資料をつくった政独委の方でも今回は認識をしているようでありまして、その具体的なところがどうかというのは、更に今後精査する必要があるというスタンスでございます。

機構については、1つは、建築の方は、今やっているラボ1、管理棟については、もともと1者、結構きつ目に予定価格を立てたのでみんなおりてしまって1者になったというのがあります。

もう一つは、研究機器等で、もうそこしかできないとかということもありますので、それは、やはりやむを得ないものとしてあると思います。済みません、数はちょっとわかりませんが、結構そういうものが多いというのは、特性としてございます。

○遠藤分科会長代理 要するにワントイムのものの場合と、それから何かを購入し続けるというようなときは全く違うんですよね。ですから、合い見積もりをする、それから再見積もりをするということが非常に簡単にできるたぐいのものと、一たん頼んだら、その後ずっとそのあるところに頼まなければいけない。ただし、もう一回見積もりを取り直す、それはあるんですよね。やっていくうちに例えば鋼材なんかの値段が変わるわけですから、ああいうものはもう一回見積もりを取り直さなければいけないわけです。これから新たに手配するものについては。ですからその辺、もうちょっと内訳を、単に応札が1者だったとか2者だとかというだけで評価するような非現実的な判定基準を壊さないといけないと思うんですよ。そういう意味で、やんわりとそれが伝わるような分解の仕方をして説明してあげるといいのではないかと思いますけどね。

○城室長 わかりました。

○平澤分科会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。「平成20年度業務実績評価について」でありまして、この夏にかけて、これから年度の評価をしていくことになるわけですが、その評価項目、評価基準等についての原案です。これは資料5-2になるのでしょうか。それでは、この点についても事務局から御説明をお願いします。

○田中専門官 御説明いたします。

資料5ですけれども、まず5-1でございますが、これまでの評価基準をつけています。年度評価につきましてはこれまでと同じでございますけれども、年度計画に即して、あるいは中期計画に即しまして項目別評価表、これが資料5-2でございます。また、実績を総合的に評価するというので、年度計画などに書かれていない事項も含めまして文章を記述することで評価していく総合評価表というものがございます。これは資料5-3でござ

ざいます。資料5-3につきましては、こういう表で毎年評価しているものでございます。今日は、資料5-2を中心に、どういった観点から評価をするかということを経年設定しておりますので、その点を御説明したいと思ひます。

資料5-2で、A3横の大きな資料でございます。項目別評価表につきましては、昨年、ちょうど2月の分科会でいろいろと御審議いただきまして、評価の視点というものを設定したわけですが、そのときに年度計画に、例えば「〇〇をする」と書いてあったときに、「〇〇をしたか」だけでは足りない。世界最高水準の大学をつくるという目的に照らして、適切に業務を行っているかといった観点から評価をすべきであるというような御指摘をいただきまして、昨年度、そういう観点から、満足いく実施状況と評価できる指標と申しますか、何をすればA評価と判定できるのかというところを具体的な中身も含めて記載したところでございます。今年も同じような考え方に立ちまして、中期計画、年度計画に照らして、更に、機構の目的を踏まえ、何をすればA評価となるのかというところを「評価の視点」という欄で記載してございます。

また、◎のほかに○がござひますけれども、これは、年度計画などに書かれていない事項でござひますが、プラスアルファの要素として考慮してはどうかというような話。また、◎の下にポツがござひます。例えば、1つ目の研究者の採用のところでは、1つ目のポツに21年度供用開始予定云々というところがあるわけですが、これは、◎の視点を更に説明した中身を記載しております。また、ここに入り切らないものにつきましては、クリップでとめた後ろに別紙というものがござひますけれども、これも昨年度、更に細かい解説的なものが必要なものは、そういったものを記載したものをつけるべきではないかというような御提案もいただきまして、そのように対応したところですが、今年も同じような考え方に立って準備をさせていただきます。

それでは、中身の御説明をさせていただきます。最初のところ、「研究者の採用等の研究開発の推進」ということでござひます。中期計画なんかを踏まえまして、まず総論的に研究者の採用について書いてござひます。具体的な観点としては、着実に増員されているかということで、例えば、21年度供用開始予定の施設20PI、あるいは開学時の規模ということで50PIに照らして進捗は順調かという視点を設定してござひます。

また、別紙の方を併せてごらんいただきたいと思ひますけれども、そこでは具体的な視点的例といたしまして、機構の構想に適した構成であるかどうか、あるいは国際的なバランスが取れているかどうか、また、50PIに達するまでの分野等に関する計画が立てられているかどうか。また、主任研究者につきましては、昨年と同じでござひますけれども、先行的な研究事業、機構の事業として十分な研究活動を行っているかということで、ほかのところと兼務している方もいるようでござひますのでそういったところ。また、兼務している方については、機構における研究活動と連携が取れているかどうか、そんなような視点を例として記載してござひます。

また、別紙からもとの表に戻っていただきますと、外国人研究者の割合が上昇している

かというようなところ。また、プラスアルファの要素として、共同研究、受託研究の状況というところも書いてございます。

次に、下に行きまして、実際の研究者の採用の手続でございますけれども、年度計画では、公平性・透明性に留意した研究者の採用ということが書かれてございます。こちらにつきましては、別紙の上から2つ目の欄でございますが、国際的な公募をしているかどうか。また、適切な手続ということで、外部の研究者を含めた先行委員会、あるいは面接の実施というようなことがあったかどうか、そんなようなところを書いてございます。

更に、年度計画でございますけれども、霊長類神経科学、あるいは構造生物学の分野で採用を行うというようなことが書かれてございますので、評価の視点といたしまして、霊長類神経科学は継続、構造生物学分野については開始されたかどうか。単に開始されるだけではなくて、募集方法が適切であるかどうか、十分な応募があったかというようなところ。また、中期計画に照らして、国際的な専門家グループと年度計画でも書いてございますけれども、そういったところが実際あったかどうかというようなところを書いてございます。また、○として、プラスアルファの要素といたしまして、更に実際の採用実績がどうだったかというところを書いてございます。

3つ目の項目でございますが、ハイパフォーマンス・コンピューティングの基盤整備ということが年度計画に書かれてございます。これにつきましては、単に整備したということではなくて、将来の研究活動の見通しを踏まえた拡大があったかどうかというところを書いてございます。

更に、下に行きますと、環境科学という分野で可能性を検討するということ、また、そのために専門家との協議あるいは協議会、国際的なワークショップということが年度計画にあるわけですが、評価の視点といたしましては、そういった年度計画に即して着実に行われたかということで、専門家との協議が十分であったかどうか、また、協議会、ワークショップが適切に開催されたかどうかという視点を設定してございます。

5つ目のところでございますけれども、新たなプログラムを設けて、研究者や学生が研究あるいは訓練を受ける機会を拡大するということが年度計画に書かれているわけですが、評価の視点といたしましては、そういった新しいプログラムが機構の目的に照らして適切であったかどうかというようなことを視点として設定しております。

○遠藤分科会長代理 これは難しいということは想像できるんですけども、数だけではなくて、あるいはどこから取ったかというだけではなくて、採用した人がすばらしい資質を持っている、クオリティがあるということを担保しないとイケないわけですよ。それはどこにも書かれていないですよ。難しいと思うが、どうやってやるんだらうと思ってですね。どこかに書いてあるの。

○城室長 いえ、書いてあるわけではないのですが、例えば、上の方では、実際、主任研究員として十分な研究を行ったかというところになります。採用と、1年遅れとか2年遅れになってきますが、その実績と両方見ないとイケないということになってくるだろうと

は思っているんです。要するに数だけ満たせばいいわけではないだろうということで、私もそのあたりをちょっと考えてみました。

○遠藤分科会長代理 私が気にするのは、政独委の「より確実な」とか「厳格な」とか、そういう観点でのものから見ると、人数だけ採ればいいわけじゃないでしょうと言われたときに、ごもつとも。そのとき、我々はこういう見方で、要するにすぐれた研究者を選抜していますということはある程度言えないといけないと思います。そして、その選抜の方法が正しかったかどうかということ、今おっしゃったような1年後とか2年後の研究成果で見る、こういう感じになると思うんですね。そうすると、すぐれているであろう、かなりすぐれているであろうという確率が高い選抜方法というのは、どう工夫しているかということがないと政独委の質問には答えられないような気がします。

○田中専門官 確かにそのとおりだと思います。研究者の採用につきましては、採用した研究者がその分野ですぐれているかどうかというのは、評価委員会としてまた客観的にも難しいところでございます。評価委員会の観点といたしましては、採用の手續と申しますか、どういう方法によって採用したかというところが大事かと思えます。

それについては、例えば別紙の2つ目の項目でございませけれども、そこでは、公平性・透明性に留意した採用ということで、具体的には、国際的な公募、更にはその手續ということで、外部の研究者を含めた選考委員会で人選をしているか、また、選考の手續ですとか、選考委員会のメンバー、あるいは選考の際に重視する要素というようなものが評価委員会にも、昨年も報告させていただいたところですが、そういったところから判断していくということがまず一つあると思います。

また、研究者の実績につきましては、機構の方でも5年間の任期ということで、4年目にかなり厳格なノーベル賞受賞者を議長としました外部の委員会を設けて研究評価を行っておるところです。年度計画にも、これは後ろの方に出てくるわけですが、先に御紹介いたしますと、5ページの、左側の数字でいきますと26番でございませ。ここに活動評価という項目がございまして、年度計画では、先行的研究事業について十分な成果が上がっているかという観点から厳格な科学的評価を行うというようなことが書かれてございませ。

○遠藤分科会長代理 ちょっと先に行き過ぎているんですよ。要するに私の質問は、単純に政独委の人が、すぐれた研究者を採用しているのかどうかという質問をしたときに、何をもって答えるんですかと。それが我々は、こういう方法でやることによって、すぐれた人を非常に確率高く採用しているということの証明は今の話でいいわけですよ。そうすると、この別紙の「公平性・透明性に留意した」というところの中に書いてある「外部の研究者を含めた選考委員会による評価」とかなんとかというのは、これは一つやはり言えることだと思っんですね。そうしたら、要するにすぐれた研究者を採用・確保するために、こんな工夫をしているということ、これを逆に書き込んでしまった方がいいのではないかと、今の説明を伺って思いました。

○平澤分科会長 ちょっと途中ですけれども、今の点を片づけておいた方がいいだろうと思います。

例えば、別紙の透明性云々というところの具体的な視点の2番目のところですが、「適切な手続」とありますね。外部の研究者を含めればいだけというような話になるでしょう。ですから、「外部の高度な研究者」とか、それから「選考委員会による評価」ではなくて、「選考委員会による厳格な評価」とか、何かもうちょっと実際やっている姿が思い浮かぶような、そういうものを入れた方がいいのではないのでしょうかね。

それから、同じことなんだけれども、今度は、別紙ではない方に戻りまして、1ページの下から2番目、数字で言うと4ですが、「著名な環境科学の専門家」とか、視点のところには「著名な専門家との協議」とあるんだけれども、名前が著名ならばいいのかというのはちょっと違和感がありますね。有名な人が言ってるからいいじゃないという話ではなくて、やはり適切に判断できる専門家なんですよね。そういうようなニュアンスの言葉に置き換えた方がいいのではないかと思います。

今のようなことをやりながら、実際には非常に丁寧にやっておられる、その実態が思い浮かぶような文言に直していただくということでしょうか。

では、お続けください。

○田中専門官 続けさせていただきます。1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。研究成果の普及についてでございます。この辺は、年度計画ではレポートを作成するという、また、ウェブサイトの更新、年次報告書、ニュースレターの発行、ウェブサイトへのアクセス件数ということが書かれてございますので、そういったところに照らしまして、レポートが成果の普及に活用されているかどうか。また、プラスアルファの要素といたしまして、国際的な学術誌への発表件数であるとか引用状況等を記載してございます。また、ウェブサイト等については、その更新、更に更新の中身と、また年次報告書、ニュースレター等については、下から2つ目の○にございますが、効果的に配付されているか。また、年度計画に書かれている以外のプレス発表であるとか利用施設の公開等を行っているかどうかということも設けてございます。

8番、知的財産でございますけれども、ここは年度計画に記載はないわけですが、中期計画に照らして適切に体制整備等が行われているかどうかということで、ここは、別紙にも説明を記載してございます。別紙の3つ目の項目でございますけれども、これは、体制整備ということで書いておるわけですが、実際の観点としては、機構の研究事業の規模に照らして十分と言えるかどうか、あるいは、中でも人材を育成確保ということで努めているかどうか、更に、知的財産のルールについて研究者への周知等が十分であるかどうか、そういったところを書いてございます。

もとの表に戻りまして、10番ですけれども、連携大学院制度でございます。これも年度計画にはないわけですが、中期計画に照らしまして制度が適切に活用されているかどうかということで、連携先あるいは受入学生の数ですとか、また、今後の拡大に向けた取組み

の状況等について書いてございます。

11番ですけれども、ワークショップ、セミナーでございます。年度計画では、サマースクールの開催等に加えて、ワークショップの件数の増加ということが書いてあるわけですけれども、そういったところ、また、更にプラスアルファで、毎年先生方に見ていただいておりますが、参加者からのアンケートの状況ですとか、またサマースクールには海外の大学も含めて博士課程の単位認定を受けているところですが、そういった状況がどうなっているかということも書いてございます。

次のページでございます。設置準備活動でございますけれども、年度計画では、まず、研究・教育組織、教育課程等も含めて、大学院大学のあり方について検討を深めること。また、青写真を取りまとめること。更にその後、引き続き具体的な計画について更に検討を深めるということ。また、海外の大学も含めて調査を行うというようなこと等が書かれております。

これに基づきまして、評価の視点といたしましては、検討が適切であったかどうかということで、具体的には検討項目が十分かどうか。また、青写真が取りまとめられた後でございますけれども、具体的な計画について更に検討が進められているか、調査が適切に行われたか等々の視点を設けてございます。

また、年度計画にはございませんけれども、中期計画には、学長等の候補者に関する調査を開始するということが書かれておりますので、その点がどうだったかということの評価の視点としております。

次に、施設整備でございます。施設整備には中期計画に、①でございますけれども、施設の設計計画の遂行を監督するため、研究者から成る委員会、そういったところで設計者に対する意見を述べるということが書いてございます。これにつきましては、研究者から設計者に対して意見を述べる機会が十分あったかということの評価の視点として盛り込んでおります。また、年度計画では、第1研究棟、センター棟、さらにシーサイドハウスの工事、またビレッジゾーンの整備計画着手ということがございますので、そういったことが着実に行われているかということ。更に、これは第1研究棟等が完成した後でございますけれども、現在のうるま市にある施設から引っ越しをすることになっております。年度計画で新キャンパスへの移転の計画を作成するということですので、評価の視点といたしましては、適切な移転計画が立てられているかと。特に研究活動への影響について配慮がされているかということ視点を盛り込んでおります。

おめくりいただきまして、4ページでございます。「業務運営の効率化に関する事項」でございますけれども、中期計画に照らして、まずは専門能力を高めるための取組みが適切に行われているかという視点、更に、プラスアルファの要素といたしまして、研修等について改善・工夫等があるかどうかということを書いております。

また、年度計画では、新たな組織規程、これは20年4月から行われているわけですけれども、そういったことが書かれておりますので、評価の視点といたしましては、円滑に業

務が行われているか、新たな規程に即して円滑かどうかということを書いてございます。

また、コンプライアンスについて充実を図るという年度計画があるわけですが、コンプライアンスにつきましては、政独委の方からも関心が強く示されておりまして、別紙の方で1枚おめくりいただきまして、具体的な視点の例ということを書いております。コンプライアンスの観点からは、政独委から各独法共通で指摘がございまして、こういった観点から評価をしてはどうかという話が来ております。これが1つ目のポツ、2つ目のポツにございますけれども、体制が十分に整備されているか、また円滑に運用されているかということ。コンプライアンスの実際の具体的な取組みといたしまして、例えばコンプライアンスマニュアルであるとか、あるいは職員に対する研修といったことが実際に行われているかどうかということを見てはどうかということで政独委から言われておりますので、そういったところを盛り込んでおります。また、19年12月に決定されております整理合理化計画では、監事監査について充実を図るということがございますので、そういうところも踏まえまして、監事監査が適切に行われているか。また、整理合理化計画では、国民の意見募集ということも掲げております。そういったところが実際に行われているかどうかということをご記載してございます。

もとの紙に戻りまして、競争入札の原則化等でございます。ここは、評価の視点といたしましては、随意契約見直し計画、これは19年につくったものですが、それが着実に実施されているかということ。これにつきましても、評価の視点を更にかみ砕いた具体的な視点の例を別紙の方に書いてございます。ここで見直し計画の進捗状況がどうか、また、計画どおりでない場合には理由があるかどうか。更に、先ほど、政独委の意見を御紹介いたしましたけれども、国の基準と比較して適切かどうかということで、その対応が図られているかどうかという視点を書いてございます。更に、一般競争入札で1者応札率というものが、先ほど政独委の意見にもございましたけれども、それも踏まえて、制限的な応札条件が設定されていないかということ。更に、個々の契約については、評価委員会ではなかなかすべて見るということは現実的ではございませんので、監事監査の状況が実際にどうだったかということの評価の視点の具体的な例として記載してございます。

もとの表に戻りまして、22番ですけれども、シーサイドハウスの有効活用ということが年度計画に書かれております。これにつきましては、検討が行われて適切な措置が講じられたかということ。プラスアルファの要素といたしまして、新キャンパスに事務局等に移転するわけですが、その後の計画がどうであるかということ等を書いてございます。

24番は外部研究資金の獲得でございます。これにつきましては取組みが適切に行われているかということで、サポート体制ですとか、また目標策定状況、更に実際の獲得状況等を書いてございます。

次のページでございます。25番は給与水準でございます。給与水準につきましては、整理合理化計画等でさまざま言われているわけですが、そういったものも踏まえて、給与水準、端的に言えばラスパイレス指数に現れてくるわけですが、そういったものの適

正化に取り組んでいるか。ここは、政独委が19年12月に示した勧告の方向性というものがございまして、そこでも幾つかの視点が設定されております。例えば、在職地域、学歴等の要因があるかどうか等々でございませけれども、そういったところも踏まえて、毎年機構から、6月ぐらいだと思いますが、前の年度の状況について公表しているわけですが、そういった公表資料も使って、実際に適切かどうかということをお判断いただくことになるかと思ひます。

26番、先ほだちょっと御紹介いたしましたが、研究評価でござひます。研究評価につきまは、計画的に実施されているか、あるいは適切な方法であるかどうかということだ、年度計画では2名の代表研究者について評価を完了するということだござひますので、それがどうであったか。また、その他の研究者についても計画的に準備が進められているかということがござひます。更に、適切なプロセスのもとで評価が行われたかということだ、この具体的な内容については別紙の方で記載してあります。別紙の2ページ目の下の方でござひませけれども、機構運営に關与しない外部の評価者の参加を得ているか。また、中期計画では、研究評価の評価委員会が運営委員会の下に置かれるとされてあります。したがひまして、運営委員会の適切な關与ということだ、例えば人選ですとか評価結果の報告等があるか。また、評価の仕方だござひませけれども、現地での調査ですとか、あるいは直接研究者の考えを聴取する手段があるか。また、成果につきまは、成果のみではなくて今後の研究の可能性についても配慮があるか。更に、評価をした後、それがどのように活用されているか。例えば人事や資源配分に反映される仕組みがあるかどうかということだ適切なプロセスの例として設定してござひます。

また、26番の4つ目のポツでござひませけれども、評価結果につきまは、中期目標では公表するとされてあります。したがひまして、これも踏まえて適切なタイミング、また適切な方法で公表されているかという視点を盛り込んでござひます。

27番、運営委員会の關係でござひます。年度計画では、理事長と議長が密接に連携して進捗を図るということがござひますので、連携は十分にあったかどうか。また、年度計画では会合を2回開催するということだござひます。年度計画どおりに開催されまはして十分な進捗が得られているかという評価の視点を設定してござひます。

28番は「予算、収支計画及び資金計画」というでござひます。適切な執行を行ったかということだござひませけれども、昨年度の政独委の指摘も踏まえて、繰り越しがある場合、業務との關係を示しているかということだ、まず、機構の方で決算報告書等を作成するときにそういった説明があるかどうかということを書いてござひます。また、利益剰余金というものが発生した場合には、それを分析して理由を書いているかということ。更に、下の◎は、昨年もお議論いただいたところでありませけれども、整理合理化計画等でもセグメント情報を充実するということだ書かれてあります。したがひまして、適切な区分に基づくセグメント情報を開示したかということだ評価の視点として盛り込んであります。更に具体的には、昨年と比べて改善が図られているかというところを書いてござひま

す。

29番、31番は、「短期借入金」ですとか「剰余金」等の話でございます。

最後のページ、6ページでございますけれども、人事に関する計画というものがございます。ここにつきましては、中期計画で実際的人数等が書いてあるわけですが、期末の常勤職員23人ということですが、期末だけではなくて、期間中も含めて予算の計画に沿ったものであるかということ。更に、単に採用すればいいというわけではなくて、増員が必要な業務等について具体的な見通しがあって、それを踏まえて採用しているかというところを見ていただければと考えてございます。

以上、評価項目でございます。年度計画に関する部分につきましては、以上でございます。

○平澤分科会長 ありがとうございます。

かなり大部にわたる話ですが、先ほどの点は、一応議論は終わったとして、そのほかのポイントに関して、更に御意見があればお伺いしたいと思います。どうぞ。

○遠藤分科会長代理 コンプライアンスのところと随意契約のところは、取りあえず別紙として具体的に書かれているんですけれども、これ、マニュアルをつくったりして教育をやって、確かにわかりましたとかサインをもらっても、やはり出てしまうときは出るんですよね。故意ではなく、悪意ではなく出てしまうときと悪意のときと両方あるわけですね。いずれの場合も、それを簡単に防ぐというのは非常に難しく、もし適切なツールがないと、一つひとつのことについて上司が物すごく真剣に時間をかけてないとそれを見破れないわけですよ。変なことがあっても見つからないケースが多いんです。

それで、契約のところもそうなんです、そういうルールを手続の中にITで盛り込んでしまうと非常にいいですよ。例えば、幾ら幾らのものについては、ある権限の上司のところを通らないと発注ができない、そういうふうになると、それがワークフローがIT上でできてしまえば、絶対発注できないわけですよ。それから、随意契約の話でも、2者以上の合い見積もりを取ってやっていなければアプルーブができないというふうにルールをつくってITのワークフローになってしまえば、絶対に2者以上の応札がなければだめだと。それがどうしても1者だったら、何か理由をきちんとやって、更に上の権限の人のオーケーがないとアプルーブされない、こういうふうにすることが、要するに手間暇をかけずに、実は非常に的確なルールを守る形になるんですね。

我々は一生懸命そういうことをやってきているわけです。そういうことをやっておかないと、例えば、今年から日本はJ-SOXというのがあって、アメリカはもう大分前から行っているんですが、我々はそれをやってきているものですから、そういうものを入れないと。やれと言うのは簡単なんですけれども、手間暇かけずに的確にやれという方法をサジェスチョンしないとだめだと思うんです。これは、独立行政法人みんな同じじゃないですか。そんなところに人をたくさんかけて税金を食われていたのではかなわないですよ。

○平澤分科会長 今回の点はマネジメントの上で非常に重要な御指摘だと思います。要するに、各権限を持っている人の関係を行為の形でワークフローとして定着させておくということなんですね。だから、こういう場合にはこうするといったような行為の形で指示したような体系にしておくということなんですね。それがIT上になっていけば、なお明確にわかる形になりますね。それに従えない場合には、必ずもう一つ上の、あるいは別の権限を持っている人の許可を得るといったような、そういうことがあればいいわけですし、これは通常、組織管理の中ではやってきている話なので、多分、今御指摘のことは、この機構の中ででも取り組まれると非常にいいのではないかと思いますね。いいモデルになるのではないかと思います。

○遠藤分科会長代理 私は電子政府の委員もやっています、それでいろいろなところをちょっとかいま見ますと、同じようなルールが適用されるべきところ、例えば、政独委からも出ているんですが、さっきの200万円とかなんとかいう基準がありましたよね。準拠していないところが何カ所かあったじゃないですか。例えば、あんなものは全部ワークフローを同じにして、独法のSaaSみたいなものをつくって全部インフラメントすれば、それでいいわけですよ。そうすればあんなもの一個一個つくらなくてもよくなる。政府というのはそういうことが全くされていないんです。政府というか、中央省庁もそうだし、地方自治体も。だから余計な費用がかかって、人がたくさん要るんです。そういうことを、特にこの独立行政法人、沖縄の場合は、何とか使えるようにすることが非常に重要ではないかと思うんですね。

前にも申し上げましたけれども、エクセルを使ってハンドでやっている、これはもう最悪なんです。これだとコンプライアンスもうまくいかない。内閣府にCIOがいますよね。誰でしたか。

○城室長 いるはずなんですけれども、ちょっと。

○遠藤分科会長代理 ほらね、そんな状態でしょう。何かその辺のことも考えて、この独法のところだけではなくて、例えば、政独委なら政独委に、政独委もそういう提案をしないというのは、私は不十分だと思うんです。みんな意見を言っていればいいというものじゃないですよ。いい方法を提案することが非常に重要だと思うんです。

ですから、さっき平澤先生がおっしゃったみたいに、何か一つでもいいからつくって、「私たちこういうのをつくりました。ほかで使ってください。ほかでもいいものがあったら使います」、こういう活動をしてしまえば随分変わると思うんですよ。

○平澤分科会長 蛇足になりますが、Wブッシュの間、電子政府というものを当初から公約に掲げてずっとやったわけですね。予算管理に関してはOMBにCTOというITに関するテクノロジー、CTOを置いて、それで非常に進んだと言われているんですね。今度、オバマ政権では、各省にCTOを置いて、エグゼクティブオフィス、ホワイトハウスにCTOオフィスを置く、そういうような構想、これは選挙公約の中に言っているので、どういう形で実現するかわかりませんが、要するに、はるかに効率的な政策運営ができるよう

な仕組みが更に構成されているということなんですね。

それに対して日本の、これは遠藤委員に頑張ってもらわなければいけないのでしょうか、電子政府自身は、余り利用する人がいないからやめようかというような話があったりして、周回遅れというか、何周か遅れて効率化が追いついていないという状況になるんだと思うんですね。私も、これは政府全体の問題だと思っているんですけども。

そういう状況の中で、しかしながら、十分頑張ってもらいたいということで、どうぞ。

○バックマン理事 アメリカにおいても電子政府ということを実行しようという確固たるコミットメントがございまして実行したんですが、当初、結果は惨たんたるものでした。問題の一つは、プログラムを書いている人たちはパソコンを使っていたんですが、科学者というのはみんなMacintoshを使っていたからというのがありました。

しかし、再びこれを取り上げるということでやり直したのですが、おかげさまでうまく行って、Macを使ってもうまくいくということで関係者全員とてもハッピーだったんですが、それをそこまで持っていくためには、かなりの時間と努力を要するということであります。合計で3～4年は要するかもしれません。

このシステムを使うことによって、毎年何万件というグラントの申請書に対して対応できるようになってきたのであります。ですので、日本でも是非、引き続き頑張ってもらいたいと思います。

○平澤分科会長 ありがとうございます。

そのほかの点に関してですが、遠藤委員のコメントが途中だったかもしれないので、もし続きがあれば。

○遠藤分科会長代理 いや、そういうことで、是非これから大きくなっていく組織の中に、最初のうちからいいビジネスプロシデュアをきちんと埋め込んでITでサポートしておくということにしないと、大きくなってしまった組織で、それぞれが個別にパソコンだとか、MacにしるWindowsにしる使っている、結局、後で統合するのが物すごく大変なんです。ですから、要するに最初にサーバーを置いて、クライアントをきちんとつけて、それでアプリをきちんとつくっていくということをやらないといけない。だけど、私は、今いる陣営では絶対それはできないと思うんです。だから、そういうことをここで一つやれば、ほかのところにも同じように展開できる部分が随分出てくると思うので、まず隗より始めようではないですが、是非そういう展開を内閣府のCIOと相談されてやっていただくのが、世界最先端のものをつくらうと言っているのにふさわしい仕事の進め方ではないかと思うんです。

○平澤分科会長 今のことに関連して、別紙の方の今のコンプライアンスの下にある随意契約の見直しのところ、これの一般競争入札のうち3番目ですか、「1者応札率の高い場合には」というところですが、この文言を、先ほど議論したような1者応札の中身をきちんと区別をして、それをわかるようにしてあるかといったような種類の文言を入れたらどうかと思いますけれども。

それから、同じところで、ついではすけれども、その下の活動評価のところ。これも、先ほどの採用のときの評価と同じでして、これを見ると、世界最高水準の活動が行われているかどうかというのは、これからでは読めないですね。だから、例えば「評価に当たって」の後に、あるいは独立したものでもいいんですが、要するに世界最高水準のものをつくるといふミッションに適合した高度な基準のもとで評価が行われているかといったような、何かそういう種類の話が要るだろうと思いますね。

だから、先ほどののは、高度な見識と基準を持って採用しているか、そういう専門家の意見を聴いているとか、何かそういう最高水準というところに考慮した評価の中身が行われているということがわかるようなものを入れるといいと思います。

さて、そのほかの項目に関して何かあれば、どうぞ。

○長岡委員 1点確認なんですけれども、先ほどの別紙のところのコンプライアンス体制のところですが、別紙の2ページ目の上から3つ目、「監事監査が『独立行政法人整理合理化計画』に基づき適切に行われているか」というのがあるんですけども、この整理合理化計画の中で、この監事監査においてコンプライアンス体制の整備状況を具体的にどう評価するというようなことが書かれているのでしょうか。私たちが評価をする場合に、例えば、これを見れば、具体的に監事がそのように評価したんだという結果と照らし合わせて何かできるようなものなんでしょうか。

○田中専門官 お答えいたします。

整理合理化計画につきましては、資料の後ろの方に右肩に「参考資料」と書いて整理合理化計画の文書をお配りしてございますけれども、その、3枚おめくりいただきまして、④「監事監査等の在り方」ということがございます。ここは、アは監事監査というよりは監事のあり方といたしまして、常勤監事等々について書いてあるわけでございますけれども、ウが監事監査の方法と申しますかあり方について書かれたところでございます。各独法の監事は、随意契約の適正化を含めた入札契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示について厳格にチェックをする。また、このために必要な監事体制を適切に整備するということが書かれております。

評価の視点自体につきましては、その内部統制ガバナンスということもございまして、監事監査を、特に整理合理化計画にあるような随意契約の適正化ですとか、内部統制の状況等について厳格にチェックをするということが、内部統制ガバナンスの充実という取組みとして必要だろうということで、こういった項目も含めて十分な監事監査を行っているかというところを見ていただくのが一つの方法として考えられるかということで書いています。

○長岡委員 その点はわかりました。それで、このような合理化計画があるので、要は、監事監査は法人内部の運営規則等のようなものに基づいてやるものですので、まずこの合理化計画を法人内部の運営規則に取り入れた上で、その運営規則どおりに監事が監査を行っているか。恐らく、その規則の中で、まず、監事は監査計画に基づく監査を行うという

ことになっていると思いますので、まずその監査計画の中で内部統制の評価等が実際行われていることになっているか。実際に行われた場合に、監事監査報告書という形でその内部統制の評価結果がそこに反映されているか。その報告書を私たちが確認すれば、実際の計画の中で内部統制の評価を実際にして、整備状況を見て、その運用状況についてそういう監事の報告が受けられたということで私たちも報告することができるので、確かに合理化計画のとおりによろしいという話なんですけれども、要は法人内でやることですので、やはり法人内部の運営規則どおりにやっているかというような表現の方がよろしいのかなと思います。

○平澤分科会長 ありがとうございます。

○田中専門官 また、監事監査というか、監事につきましては、昨年と同様でございますが、どういう観点で、またどういう内容の監査をしたかということをお聞かせください。この分科会でも報告させるようにするということが必要かと思っておりますので、また夏の分科会の際に御相談させていただきたいと思っております。

○遠藤分科会長代理 今回の長岡委員のお話の基本のところは、やはり独立法人に課せられている、全独立法人が守らなければいけないような項目をきちんと盛り込んで、それからその独立法人ごとに必要な項目も盛り込んだ、こういう運営ルールというのがありますと、まずそれが前提なんですよ。それが無いのに幾ら監査と云って何をやったかわからないわけで、それってきちんとまずできているんですかということが非常に重要ですよ。それから、何かあったときにそれが改定されていっているという状況がないと、内部統制がきちんとできているということにはならないわけですよ。その辺からですからね。

○平澤分科会長 今回の点も確認して、全体としてつじつまが合うようお願いいたします。ほかのポイントはありますでしょうか。

時間も押しているので、委員の方からはないとすれば、機構の方から何かコメントありますでしょうか。

○バックマン理事 今日、皆様方にお話しいただいた数多くのテーマに関して、私ども引き続き努力していく所存でございます。また、ITの開発及び安定利用に関しては、科学的な目的及び管理目的のために手がけていることとあります。採用に関して継続努力しておりますが、人の採用に関しては、一部、今ある空間、スペースに限定されているというところがありますので、特に私どもが力を入れているのは、若手のいわば独立系の研究者という人々を採用しようと試みているわけとあります。この人々は若いのでそれほどスペースがなくても済むし、資源もそれほど投じなくても済むという人々を採用しようとしているのであります。

また、現地を訪問していただいた方々はおわかりいただけたと思いますが、建設工事も非常に印象的なところで感銘を受けるところまで行っていると自負しております。その進捗ぶりであろうと、質であろうと、なかなか感銘に値するものであります。私ども更なる建設の進み具合を楽しみに見ていきたいと思っております。

更に、うるまから恩納村への引っ越しというのは、人材の配置等、なかなか複雑な問題もございますけれども、これに関しても細心の注意をもって対応しております。

併せて、私どもとしては、引き続き御報告したいこととして、沖縄の地域社会との関係づくりに関しても着実に前進しているということを御報告していきたいと思っております。現在、私どものスタッフの20%ほどが沖縄の方々であり、残り15%ほどが、更に、本土の出身であるが、今、沖縄に住んでいる人たちを採用しているわけでありまして。また、主任研究者、研究スタッフの人たちが、日本の学校に行くという動きも着実に進んでおります。

併せて恩納村の地域社会、いろいろなグループの方々に対して、私どもがじかに説明する機会を設けると同時に、訪問していただく機会というものも設けております。これは別に恩納村に限ったことではなく、沖縄県全域の方々にも説明し、かつ視察していただくといった場面づくりをいたしているわけでありまして。

それのみならず、日本全体ということで、省庁の方、あるいはまた政治家の方々も訪問していただくということを随分やってきたわけですので、私どもの現場を御視察いただくに当たって、案内役に関してもかなり経験を積んできたと言えると思っておりますが、更に、お越しただけるの方々に対しては、喜んで御案内させていただきたいと思っております。

○平澤分科会長 私の趣旨は、この評価項目に新たにつけ加えたり、あるいは言葉をちょっと直した方がより適切に判断できる、そういう部分がもしあれば御発言いただきたいと思ったのですが。今の御報告の中で、例えば地域との交流点に関して、実際努力しておられるようなことが評価項目の中に入るように、多少加えた方がいいような部分があったかと思っておりますので、これは加えたいと思っております。

○バックマン理事 評価項目に関しては、ここに出ている評価項目で私どもとしてはよろしいのではないかと同時に、いただいた御意見に関しても、おっしゃるとおりだと考えますので、私の方から特段つけ加えることはございません。

○平澤分科会長 ありがとうございます。

最後に、こういう評価項目で今回やるということに決めたいと思っておりますけれども、多少の修文等があるわけですが、是非、沖縄の研究者の方たちには、こういう点を強調しておいていただきたいのですが、ここでやるこの評価項目は、いわば説明責任を果たすためのものであるわけです。この説明責任は、直近では、多分財政当局とか総務省とかということになるだろうし、更には、議会を通して社会全体へということになるわけですね。それで、そのことに対する御理解を是非研究者にはいただきたい。

もう一方で、特に沖縄の研究者たち、アカデミアに属している基礎的な部分を研究している人たちが持っている評価に対する思いというのは、いわばその種のアカデミックなリサーチというのが、もともと有用であるという確信に基づいてやっておられるわけです。それで、実はこの評価に関してはある種の対立があって、私の言い方では、アカデミアが持っている有用性神話、「神話」というところですが、その有用性神話を財政当局等がもっと説明責任を果たせというように迫る、こういうコンフリクトが、これは外国でも、ア

アメリカでもあったわけですね。GEPR等を通してあったわけですが、私自身は、有用であることを研究者が一般社会に対して言うて理解してもらうというのは、ほとんど困難だと思っています。それで、そこには触れたくない。そのかわりに、リサーチコミュニティの中で評価をされて、先ほどのような仕組みで評価をされて、それでその評価の結果が十分であるということを報告していただければ、それで説明責任は果たせるとしています。この点を一応切り分けて、アカデミックリサーチのアクティビティに関しては、この評価とは別に独自にやってある。その結果が結果として報告されているということを我々は説明を受けたいというつもりでいますので、この点、研究者の確信している部分に入り込むつもりはないので、それはそれとして、自立的に是非きちんとした評価をやっていただきたい、こんなふうに思っております。

○バックマン理事 おっしゃるとおりで、理解すると同時に、私どもとしては、まさしくそれをしようと思ってしっかり努力いたしております。

○平澤分科会長 どうもありがとうございました。

大分時間が押してきたのですが、それではその次、もう一つちょっと大きな問題があるわけですが、「5.第1期の中期目標期間の実績評価について」というわけで、これは前倒しで一度我々見たわけですが、今度が規則上決められている正規の評価ということになるかと思えます。このことについてご説明をお願いします。

○田中専門官 資料6でございます。独立行政法人につきましては、中期目標が終了した後に、中期目標期間の業務実績について報告書を提出することになっておりますので、それが大体出てくるのが6月までということになります。それで、それを踏まえて中期目標期間全体の評価をするということになります。

今、分科会長からもございましたように、19年8月に前倒しということで、それまでの実績の評価を一度しておりますが、そういったところも踏まえて、今回は、17年9月から今年度、3年7カ月の分について評価をしていただくことになります。年度評価とは異なりまして、個別の項目ごとにA、Bというようなところをつけていくわけではございませんけれども、中期目標の各項目に沿って、どういう活動がされて、どのように評価できるかということに記載していただくことになります。

これにつきましては、親委員会、内閣府全体の評価委員会で最終的に評価をするということになりますけれども、分科会で前もって案をつくるという役割分担になっておりますので、7月、また8月の分科会で、今年度は通常年度評価に加えまして、この3年7カ月の評価についてもしていただくということになってございます。

この点につきましては、内閣府評価委員会の方の所掌といたしますか、親会議で最終的に評価をすることになりますので、3月5日の内閣府全体の評価委員会でも、これは官房の方から説明があらうかと思えます。

この点につきましては以上でございます。

○平澤分科会長 そうしますと、これは、今、資料6の枠組みでやる予定ですということ

を承ったということによろしいのでしょうか。

○田中専門官 はい。

○平澤分科会長 よろしいでしょうか。

(一同うなずく)

○平澤分科会長 では、この件は終わりました、そうしますと、残されているのは「6. その他」の議題に相当するものかと思いますが、その他に関して事務局の方から御報告をお願いいたします。

○城室長 その他でございますが、本日、資料7を用意しております。資料7をごらんください。以前、御説明し、丁寧にいろいろ見ていただいた上で御意見をいただいております。理事長の旅費の報道に対する監査の結果の報告書でございます。これは、あの後また分科会長とも十分相談をし、機構でも調べた結果を踏まえて、12月9日に公表されました。我々の方にもう報告が来ておりますが、分科会の関係で考えますと、前回御議論いただいたままで、資料はその段階では非公表としておりましたので、本日、報告として資料をお配りさせていただいております。

お手元のとおりでございますが、確認が取れている表が、一番後ろにあります。この間の御議論の中でいただいた中身のわかる限りの情報を更に追加して、注釈も入れていうことでやって、これで私どもも監査結果ということで受け取っております。

そういうことで、御参考ということで配付させていただきます。

以上でございます。

○平澤分科会長 ありがとうございます。

そのほかの議題に関しては何かありますか。

○城室長 あとは、今後の日程でよろしゅうございますでしょうか。

○平澤分科会長 はい。

○田中専門官 今後の日程について御説明申し上げます。

先ほどの繰り返しになりますけれども、2月25日に内閣府全体の評価委員会がございまして、そこで中期目標について御審議いただくということになっております。したがって、今日いただきました御意見等も踏まえて、また各府省との調整もございまして、随時御報告させていただきたいと考えております。

その後、3月5日でございますけれども、また内閣府全体の評価委員会がございまして。ここで中期計画、これは機構の方で中期目標に基づいてつくるものですが、中期計画について御審議をいただくということになってございます。

その後、この分科会の予定でございますが、通常どおり7月に一度、また8月に一度ということで開催させていただきたいと考えておりますので、また日程等を照会させていただきたいと考えております。

また、現地の方も見ていただくことが評価にとって必要かと思っておりますので、お忙しいところとは思いますが、また、今年早目に日程を伺いたいと思っておりますので、またその

際に調整させていただきたいと思っております。

今年の夏までの日程は以上でございます。

○平澤分科会長 ありがとうございます。

そうしますと、今日の議題はこれですべて終わったかと思えますけれども、最後のところでありましたような、資料7、監事監査の結果等というのは、これも、この形で今日の議題の議事録に付随したものとして掲載されるといったようなことでしょうか。

○城室長 はい。

○平澤分科会長 そうですか、わかりました。では、このような監事監査の結果というのは、今後ともに、委員会としては注目しながら、その経過を見ていきたいと思えますので、よろしくお願いたします。ここまでおまとめいただきましてどうもありがとうございました。

そのほか何か議題がありますでしょうか。もしなければ、ちょうど予定された時間になりました。どうも最後まで熱心な御議論ありがとうございました。

(注) バックマン理事の発言部分については、会合の場における通訳によるもの。